退職給付会計における会計基準変更時差異の 償却に関する会計方針選択行動

野坂和夫

第1章 会計基準変更時差異の償却に関する会計方針選択行動に対する問題意識

日本で最初に導入された退職給付会計基準の最終改正である日本公認会計士協会 (2005a) によると、会計基準変更時差異の償却年数は、上限が15年という一定の条件が付されているだけであり、その条件内であれば経営者が自由裁量のもと決定できる。また、割引率および期待運用収益率などとは異なり、会計基準がその償却年数の選択に対して、一定の指針を規定している会計方針でもない。すなわち、会計基準変更時差異の償却年数の選択は、最も裁量の介入の余地が大きい会計方針ということができる。

また、5年以内の償却年数を選択した場合には、会計基準変更時差異の償却額は、特別損益として計上される。一方、5年超の償却年数を選択した場合には、他の退職給付費用と同様に、営業損益として計上される(日本公認会計士協会2000)。このため、償却年数の選択によって、報告利益の細区分の管理が可能となる。

そして、企業年金基金での資産運用状況が非常に悪い時期に退職給付会計基準が導入されたため、ほとんどの企業では損失となる会計基準変更時差異が発生し、かつ、その金額は非常に多額にのぼっていた。このため、会計基準変更時差異の償却年数の選択は、非常に重要な会計方針である。そして、公認会計士協会(2002)⁽¹⁾によって、正当な理由のない限り償却年数の変更が認められていないため、適用初年度における会計基準変更時差異の償却年数の選択は、次期以降にまでその影響の及ぶ非常に重要な会計方針である。

以上から、本論文では、会計基準変更時差異の償却に関する会計方針選択行動を裁量的選択 行動として位置付けた上で、まず、第3章で特定する分析対象企業(サンプル企業)が選択し た償却年数の実態を示す。次に、日本企業の償却年数の選択行動の実態を踏まえて、過去の実 証的研究と実務事例、および、経験的考察に基づき、横並び選択行動の可能性を説明する。最 後に、会計理論のレビューおよび経験的考察に基づき、会計理論の遵守行動の可能性を説明する。

さらに、日本企業による会計基準変更時差異の償却年数の選択行動を、報告利益の管理行動および貸借対照表アプローチの視点から分析する。具体的には、報告利益の管理行動および貸借対照表アプローチの様々な視点から分析することをもって、当該視点では説明できない部分については、やはり横並び選択行動および会計理論の遵守行動の可能性が存在することを示唆することを目的とする。

なお、前述したように、年金資産の運用状況が悪い時期に退職給付会計基準が導入されたため、非常に少ないケースであるが、利益となる会計基準変更時差異が発生している企業も存在する。しかし、その企業数(サンプル数)が僅少であることから、本論文の分析は、損失となる会計基準変更時差異が生じている企業を前提とする。

第2章 先行研究のレビュー

会計基準変更時差異の償却に関する先行研究は、著者の知る限り、以下だけである。

まず、米国企業を対象としたものは、Senteney and Strawser (1990)、Langer and Lev (1993)、Harper and Strawser (1993)、Ali and Kumar (1993)、および、Amir and Benartzi (1999) である。

Senteney and Strawser(1990)および Langer and Lev(1993)は、SFAS87(Financial Accounting Standards Board 1985)の早期適用に関する分析を行っている。(ここで、SFAS87の適用初年度は1985年~1987年の期間で選択適用が認められていた。)両者は後述する同様のアプローチによって、社債契約に関する利益への影響が軽微、もしくは、むしろ良い影響を受けることになる企業が、SFAS87の早期適用を行っていることを示した。具体的には、以下の仮説を設定し、仮説を支持する結果を得ている。

社債契約仮説:社債を発行している企業は、財務上の特約に抵触しないように利益が増加するように行動を選択する。

代理変数として負債比率を採用し、報告利益の管理行動という視点から、SFAS87によって費用が減少する場合には負債比率の高い企業ほど SFAS87をより早く適用し、費用が増加する場合には負債比率が高い企業ほど SFAS87をより遅く採用することを示している。

Harper and Strawser (1993) は、SFAS87の早期適用企業は、退職給付債務の積立不足が小さいことを示した。

Ali and Kumar (1993) は、SFAS87導入時の利益変動に関する経営者の意思決定要因を分析している。経営者は、特に、利益平準化(smoothing)を目的とした報告利益の管理行動、および、財務制限条項の回避する目的により、会計基準変更時差異の償却年数を決定していることが確認された。また、経営者報酬の増大を目的として会計基準変更時差異の償却年数が決定されていることが、若干ながら確認されている。

Amir and Benartzi (1999) は、退職給付債務と年金資産の差異が小さくなるように、年金資産の安定運用が実施されていることを示すとともに、退職給付債務が認識(未認識項目の償却)されていることを示している。

次に、(SEC 基準を採用していない)日本企業を対象としたものは、挽(2003)、吉田・吉田(2004)、吉田(2005)、吉田(2008:111-129)、乙政(2006)、乙政(2008a)、乙政(2008b)、上野(2008:159-178)、および、徳賀・宮宇地(2011)である。

挽(2003)は、特定サンプル企業936社を対象として、会計基準変更時差異の償却年数の選択行動を分析した。一括償却企業は、一括償却しても赤字転換しない企業であり、また、複数年数償却企業は、一括償却すると赤字転落(もしくは赤字拡大)企業であることを確認した。

吉田・吉田 (2004) は、会計基準変更時差異の償却に関して、社債契約の財務上の特約の視点から、経営者の意思決定を分析している。特約が付された会社のみを分析対象として、以下の仮説を設定し、全ての仮説を支持する結果を得ている。

純資産特約仮説:純資産維持条項が課されている企業ほど、長い償却年数を選択する。なお、 償却年数が長いほど、償却費用は少なくなるため、純資産は大きくなる。したがって、純資産 を一定額以上に維持しようとする経営者は長い償却年数を選択すると考えられる。

経常利益特約仮説:利益維持条項あるいは配当制限が課されている企業ほど、5年以内の短い償却年数を選択する。なお、利益維持条項および配当制限は、経常利益を基準として特約が

決められている。償却年数が5年を超える場合、償却費用は営業損益項目に計上される。一方、5年以内の場合、特別損益項目に計上される。したがって、経常利益を一定額以上に維持しようとする経営者は、5年以内の短い償却年数を選択すると考えられる。

利益管理仮説:利益と比べて会計基準変更時差異が大きい企業ほど、長い償却年数を選択する。つまり、報告利益の管理行動の視点から、報告利益に対する会計基準変更時差異の割合が大きい企業ほど、報告利益の減少が大きく、これを抑えるために長い償却年数を選択すると考えられる。

さらに、産業別予定償却年数に関する分析も取り入れており、一産業を除いて全ての産業の 償却年数の分布は統計的に近似していることから、償却年数選択において、横並び選択行動が 行われていることを示唆している。

吉田(2005)および吉田(2008:111-129)は、吉田・吉田(2004)と同様のアプローチで 純資産特約仮説および経常利益特約仮説を支持する結果を得た。また、吉田(2005)は同様に、 産業内の償却年数選択において、横並び選択行動が行われていることを示唆している。

乙政(2006) および乙政(2008a) は、退職給付会計基準の導入に備えた事前対応企業と事前未対応企業の区別を考慮しながら、企業業績(代理変数:(税金等調整前当期純利益+会計基準変更時差異の費用処理額)/期中平均総資産、および、(連結剰余金 – 税金等調整前当期純利益)/期中平均総資産)が良いほど、企業規模(代理変数:総資産の対数値)が大きいほど、および、負債比率(代理変数:(負債 – 会計基準変更時差異の費用処理額)/期中平均総資産)が低いほど、より短い償却年数を選択することを確認した。

乙政(2008b)は、損益計算書上の報告利益の細区分の管理行動の視点から、会計基準変更時差異の費用処理額を特別損益項目に計上するために、早期償却が選択される傾向が高いことを確認した。

上野(2008:159-178)は、これまでレビューした日本企業を対象とした先行研究と同様に、 債務契約における財務制限条項に抵触する可能性のある企業ほど、長い償却年数を選択することを確認した。また、会計基準変更時差異の発生額(代理変数:期首会計基準変更時差異/売上高)が大きい企業ほど、より長い償却年数を選択することを確認した。さらに、規模仮説から、企業規模(代理変数:総資産の対数値)が大きいほど、より短い償却年数を選択することを確認した。

徳賀・宮宇地 (2011) は、報告利益が低いにも関わらず、短い償却年数を選択する行動を「横並び」行動であると定義したが、将来業績が改善している企業がその収益力に見合った範囲で 短い償却年数を選択していることを確認した。

なお、乙政・音川(2004)は、研究開発投資の多い企業は、未認識退職給付債務残高が多いことを確認している。ただし、その未認識退職給付債務に会計基準変更時差異が占める割合、および、その選択された償却年数には言及していない。

以上の先行研究に対して、本論文では、社債契約の特約条項にとらわれず、また、特定企業をサンプリングするのではなく、全上場会社を分析対象とする。ただし、本論文では、損益計算書上の報告利益の細区分の管理行動を分析対象とするため、一般事業会社とはその細区分の異なる、銀行・証券・保険を分析対象から除外している。さらに、詳しくは後述するが、本論文の分析は、報告利益の細区分の管理行動を重視した分析であるが、売上のみを代理変数に組み込んだ上野(2008;159-178)とは異なるアプローチであり、また、本論文の分析モデルで

用いる代理変数は、乙政(2008a)で用いられている代理変数とは異なっている。

第3章 分析対象とするサンプル企業の特定

下記のデータは、日本経済新聞社による情報提供サービスである NEEDS-Financial QUEST から入手したものである。なお、前述したように本論文では、損益計算書上の報告利益の細区 分の問題から、銀行・証券・保険を除く一般事業会社を分析対象のサンプル企業とする。

なお、日本基準における会計基準変更時差異の償却年数に関する会計方針選択行動を分析対象としていることから SEC 基準適用企業を除外し、連結対象会社間で選択している償却年数が異なっている場合等(償却年数に幅あり)を除外した。そして、非常に少ないケースであるが利益となる会計基準変更時差異が発生している企業、償却年数が15年超である会計基準不遵守企業、および、明らかにデータが不整合である企業(例えば、会計基準変更時差異の償却年数が1年(一括)であるのに多額の未認識会計基準変更時差異が残っているなど、償却年数・償却額・未認識額の不整合性が著しい会社)を除外した。

【表1:サンプル企業】 (単位:社)

	適用初年度
データ収録企業数	1,678
除外	
米国基準適用企業	7
償却年数に幅あり	27
利益となる会計基準変更時差異発生	69
会計基準不遵守企業	4
明らかなデータ不整合	36
分析対象企業数	1,535

以上から、本論文ではサンプル数1,535社を対象として、会計基準変更時差異の償却年数に 関する会計方針選択行動の分析を行うことにする。

第4章 退職給付信託

会計基準変更時差異の償却年数の分析に入る前に、サンプル企業を対象として、退職給付信託に関する分析を行う。具体的には、退職給付信託を採用した企業と採用しない企業との間で、その財務的特性の違いを分析する。

退職給付信託とは、会社の保有資産を年金資産として信託することである。適用初年度に退職給付信託を設定することによって、当該保有資産の含み益を会計上実現させることが認められ、当該含み益と相殺する形で、同額の会計基準変更時差異が費用処理される。つまり、会計基準変更時差異の早期償却を促した制度であるため、会計基準変更時差異の償却年数の分析を行うにあたって、退職給付信託を分析することは重要である。また、日本基準のみで認められた制度であり、著者の知る限り、先行研究は存在しない。ここで、辻(2007b)は、退職給付会計基準導入時における退職給付信託の設定状況を、税効果会計適用による影響を加味した上で示している。

なお、退職給付信託を採用した企業は、退職給付信託を設定した際に費用処理した金額を控

除した後の未認識会計基準変更時差異の残高を、償却年数にわたって償却していくことになる。 すなわち、会計基準変更時差異の償却年数の分析は、退職給付信託の会計処理を終えてからの 分析である。

【表2:退職給付信託を採用した企業と採用しなかった企業】(単位:社)

退職給付信託を 採用した企業	退職給付信託を 採用しなかった企業	合計;サンプル数
133	1,402	1,535

第1節 仮説の設定

日本公認会計士協会(2005)の設例7の退職給付信託に関する仕訳(一部)を以下に示す。

① (借方) 退職給付引当金 3,000

(貸方) 信託した有価証券

1.000

退職給付信託設定損益 2,000

② (借方) 退職給付費用

3.000

(貸方) 退職給付引当金

3.000

①は、保有有価証券の信託を設定したときの、含み益実現の仕訳である。②は、①で取崩した退職給付引当金と同額の会計基準変更時差異を、費用処理する仕訳である。このため、退職給付信託を採用するにあたっては、早期償却を行うことで未認識会計基準変更時差異が減少するだけではなく、退職給付信託設定損益<退職給付費用となるため、適用初年度の費用負担が増えることにもなる。

したがって、以下の2つの仮説を設定し検定する。

仮説1:多額の会計基準変更時差異が発生した企業は、退職給付信託を採用する。

仮説2:利益の多い企業は、退職給付信託を採用する。

また、奥村(2005)で示されたように、規模の大きな企業は注目されやすいため、このような有利な形で積立不足を早期解決できる退職給付信託を採用する傾向にあると考えられる。したがって、以下の仮説を追加する。

仮説3:規模の大きい企業は、退職給付信託を採用する。

第2節 リサーチ・デザイン

まず、仮説1については、「会計基準変更時差異発生額/総資産」および「会計基準変更時 差異発生額/負債」の2つの財務指標を用いて、退職給付信託を採用した企業と採用しなかっ た企業との間に、統計的に有意な差があるか否かを検定する。

会計基準変更時差異発生額は、償却されない限り未認識会計基準変更時差異として注記項目 (オフ・バランス項目)となるが、その既償却額は退職給付引当金として貸借対照表上認識される。つまり、会計基準変更時差異発生額は貸借対照表項目 (ストック項目)であるため、その発生の相対的な大小は、企業の貸借対照表項目によって測定するのが妥当である。このため、会計基準変更時差異発生額を総資産もしくは負債でデフレートした2つの財務指標を採用することが妥当である。

次に、仮説2については、「会計基準変更時差異償却額計上前税金等調整前当期純利益/会計基準変更時差異発生額」の財務指標を用いて、両者の間に統計的に有意な差があるか否かを

検定する。なお、ここでの「会計基準変更時差異償却額」は、日本公認会計士協会(2005)の 設例7における「退職給付費用-退職給付信託設定損益」と定義する。

会計基準変更時差異償却額は、原則として、特別損失として計上されるため、影響の受ける報告利益は、税金等調整前当期純利益となる。まず、経営者は会計基準変更時差異償却額計上前の税金等調整前当期純利益の大小によって、退職給付信託を設定するか否かの意思決定を行っていると考えられる。このため、会計基準変更時差異償却額計上前の税金等調整前当期純利益を分析対象とする。次に、会計基準変更時差異償却額計上前税金等調整前当期純利益の相対的な大小は、会計基準変更時差異発生額によって測定するのが妥当である。このため、会計基準変更時差異償却額計上前税金等調整前当期純利益を会計基準変更時差異発生額でデフレートした財務指標を採用することが妥当である。

最後に、仮説3については、奥村(2005)と同様に、企業規模の代理変数を売上高とみなし、 売上高の自然対数が両者の間に統計的に有意な差があるか否かを検定する。

売上高は企業の活動規模を反映するため、企業規模の代理変数となり得る。「規模の大きな企業は注目されやすいため」という、仮説3を設定するための前提条件を考えると、対外的な企業活動規模を示す売上高を財務指標として採用することは妥当である。

第3節 仮説1の検定

【表3:会計基準変更時差異発生額/総資産の比較】

	退職給付信託を	退職給付信託を	サンプル
	採用した企業	採用しなかった企業	企業全社
平均	0.0544	0.0318	0.0338
中央値	0.0458	0.0173	0.0191
標準偏差	0.0407	0.0433	0.0436
分散	0.0017	0.0019	0.0019
歪度	1.1756	2.4475	2.2751
尖度	1.4981	9.8591	8.6553

【表4:会計基準変更時差異発生額/負債の比較】

	退職給付信託を	退職給付信託を	サンプル
	採用した企業	採用しなかった企業	企業全社
平均	0.0983	0.0541	0.0579
中央値	0.0824	0.0312	0.0341
標準偏差	0.0824	0.0723	0.0742
分散	0.0068	0.0052	0.0055
歪度	2.2961	1.7473	1.7927
尖度	10.4992	4.6899	5.5000

以上から、退職給付信託を採用した企業の方が、採用しなかった企業に比べて、上記2つの 財務指標の平均値かつ中央値が大きい。つまり、多額の会計基準変更時差異が発生した企業の 方が、会計基準変更時差異の早期償却を促すインセンティブが強いことを反映した結果である

と考えられる。

そして、平均値の差に有意性があるか否かを検定する。母平均の差の検定を行う前に、標本 (サンプル)の分散の比の検定: F値(片側検定)を行う。

【表5:標本(サンプル)の分散の比の検定】

	会計基準変更時差異発生額/総資産	会計基準変更時差異発生額/負債
F値	1.1336	1.3001**

^{**5%}水準で有意

このため、「会計基準変更時差異発生額/総資産」については等分散性の仮定をおくことができるが、「会計基準変更時差異発生額/負債」については等分散性の仮定をおくことができない。したがって、母平均の差の検定を行うにあたって、「会計基準変更時差異発生額/総資産」についてはt検定を行い、「会計基準変更時差異発生額/負債」についてはウェルチのt検定を行う。

【表6:母平均の差の検定】

	会計基準変更時差異発生額/総資産	会計基準変更時差異発生額/負債
t 値	5.7676***	5.9668***

^{***1%}で有意

そして、中央値の差に有意性があるか否かを検定するため、 χ^2 検定(片側検定)を行う。

【表7:中央値の差の検定】

		会計基準変更時差異発生額/総資産	会計基準変更時差異発生額/負債
ı	χ ² 値	10.1652***	12.0298***

^{***1%}水準で有意

以上の結果から、2つの財務指標の平均値かつ中央値については、退職給付信託を採用した 企業の方が、採用しなかった企業に比べて、有意に大きいという結論が導かれた。したがって、 仮説1は支持される。

なお、以下の【表 8】~【表11】に示すように、負債比率の平均値および中央値についても同様の検定を行ったが、退職給付信託を採用した企業と採用しなかった企業の間には、10%水準でも有意ではない。すなわち、負債全体の大きさではなく、会計基準変更時差異の発生額の大きさによって、企業は早期償却を促すインセンティブを受ける結果が導かれたと考えられる。

【表8:負債比率の比較】

	退職給付信託を	退職給付信託を	サンプル
	採用した企業	採用しなかった企業	企業全社
平均	0.6039	0.5966	0.5972
中央値	0.5887	0.6118	0.6105
標準偏差	0.1744	0.2091	0.2063
分散	0.0304	0.0437	0.0425
歪度	-0.1558	-0.2385	-0.2375
尖度	-0.1625	-0.6118	-0.5777

【表9:標本(サンプル)の分散の比の検定】

	負債比率
F値	1.4371**

*5%で有意:等分散性の仮定をおくことができないため、ウェルチのt検定を行う。

【表10:母平均の差の検定】

	負債比率
t 値	0.4542

10%水準でも有意ではない。

【表11:中央値の差の検定】

	負債比率
χ ² 値	1.2689

10%水準でも有意ではない。

第4節 仮説2の検定

【表12:会計基準変更時差異償却額計上前税金等調整前当期純利益/会計基準変更時差異発生額の比較】

	退職給付信託を	退職給付信託を	サンプル
	採用した企業	採用しなかった企業	企業全社
平均	1.6197	-2.5194	-2.1398
中央値	1.0718	0.8960	0.9476
標準偏差	5.1515	32.54881	31.0810
分散	26.5378	1,059.4252	966.0291
歪度	5.8070	-6.8841	-7.2126
尖度	64.4910	60.2536	66.4236

以上から、退職給付信託を採用した企業の方が、採用しなかった企業に比べて、上記の財務 指標の平均値かつ中央値が大きい。つまり、当該利益の多い企業の方が、会計基準変更時差異 の早期償却を促すインセンティブが強いことを反映した結果であると考えられる。

そして、平均値の差に有意性があるか否かを検定する。母平均の差の検定を行う前に、標本 (サンプル)の分散の比の検定: F値(片側検定)を行う。

【表13:標本(サンプル)の分散の比の検定】

	会計基準変更時差異償却額計上前税金等当期純利益
	/ 会計基準変更時差異発生額
F値	39.9214**

^{**5%}水準で有意

このため、等分散性の仮定をおくことができない。したがって、母平均の差の検定を行うにあたって、ウェルチの t 検定を行う。

【表14:母平均の差の検定】

	会計基準変更時差異償却額計上前税金等当期純利益 /会計基準変更時差異発生額
t 値	3.9030***

***1%で有意

そして、中央値の差に有意性があるか否かを検定するため、y²検定(片側検定)を行う。

【表15:中央値の差の検定】

	会計基準変更時差異償却額計上前税金等当期純利益 /会計基準変更時差異発生額
χ ² 値	7.8832***

***1%水準で有意

以上の結果から、当該財務指標の平均値かつ中央値については、退職給付信託を採用した企業の方が、採用しなかった企業に比べて、有意に大きいという結論が導かれた。したがって、 仮説 2 は支持される。

第5節 仮説3の検定

【表16:売上高の自然対数の比較】

	退職給付信託を	退職給付信託を	サンプル
	採用した企業	採用しなかった企業	企業全社
平均	11.7250	10.7914	10.8723
中央値	11.7030	10.6377	10.7314
標準偏差	1.3213	1.3532	1.3754
分散	1.7459	1.8311	1.8916
歪度	0.0729	0.5933	0.5337
尖度	-0.6928	0.8125	0.5355

以上から、退職給付信託を採用した企業の方が、採用しなかった企業に比べて、売上高の自然対数の平均値かつ中央値が大きい。つまり、規模の大きい企業の方が、会計基準変更時差異の早期償却を促すインセンティブが強いことを反映した結果であると考えられる。

そして、平均値の差に有意性があるか否かを検定する。母平均の差の検定を行う前に、標本 (サンプル)の分散の比の検定: F値(片側検定)を行う。

【表17:標本(サンプル)の分散の比の検定】

	売上高の自然対数	
F値		1.0488

5%水準で有意ではない。

このため、等分散性の仮定をおくことができる。したがって、母平均の差の検定を行うにあたって、t検定を行う。

【表18:母平均の差の検定】

	売上高の自然対数
t 値	4.4320***

***1%で有意

そして、中央値の差に有意性があるか否かを検定するため、χ²検定(片側検定)を行う。

【表19:中央値の差の検定】

	売上高の自然対数
χ ² 値	9.3567***

***1%水準で有意

以上の結果から、売上高の自然対数の平均値かつ中央値については、退職給付信託を採用した企業の方が、採用しなかった企業に比べて、有意に大きいという結論が導かれた。したがって、仮説3は支持される。

第5章 サンプル企業の会計基準変更時差異の償却年数の選択実態

【表20:サンプル企業の会計基準変更時差異の償却年数の選択実態】

償却年数	企業数	全体に占める割合	
1	824	53.68%	
2	20		
2.5	1		
3	61		
4	9		5年以内企業数
5	276	17.98%	合計:1,191(77.59%)
6	4		
7	11		
7.5	1		
8	5		
9	2		
10	72		
11	1		
12	4		
13	0		
14	3		5年超企業数
15	241	15.70%	合計:344(22.41%)
合計	1,535	100%	

【表20】のサンプル企業の会計基準変更時差異の償却年数の選択実態から、一括償却を選択した企業の割合が非常に大きい。具体的には、サンプル企業の過半数である約54%が、一括償却企業であり、償却年数は1年~15年の間で裁量的に選択できる余地が存在することを考える

と、非常に大きな割合である。このため、まずは、一括償却企業に注目して、その会計方針選択行動の分析を行う。具体的には、①一括償却企業(824社)、②一括償却を除く5年内償却企業(367社)、および、③5年超償却企業(344社)の3グループに分けたうえで、①の会計方針選択行動から受ける財務的影響と、②および③の財務的影響を比較する。

第1節 会計基準変更時差異償却額による利益の減少率もしくは損失の拡大率

本節では、①~③のグループごとに、会計基準変更時差異償却額による税金等調整前当期純利益の減少率もしくは損失の拡大率を比較する。なお、利益の減少率もしくは損失の拡大率は、それぞれ、「会計基準変更時差異償却額/会計基準変更時差異償却額計上前税金等調整前当期純利益」もしくは「会計基準変更時差異償却額/会計基準変更時差異償却額計上前税金等調整前当期純損失」(の絶対値)として定義する。

【表21:会計基準変更時差異償却額による税金等調整前当期純利益の減少率(損失の拡大率)】

グループ	1)	2	3	
	税金等調整前当期純利益の減少率もしくは損失の拡大率			
平均	0.5469	0.2642	0.0950	
中央値	0.1671	0.0826	0.0938	
標準偏差	4.4046	1.9361	1.5862	
分散	19.4007	3.7484	2.5160	
歪度	2.0257	12.8794	0.7688	
尖度	103.6451	204.2933	122.9043	

【表21】から、①一括償却企業の利益の減少率(損失の拡大率)が際立っていることが観察される。

ここで、①の母平均が、②および③の母平均とは有意に大きいか否かを検定する。

下記の表の見方は、「列」から「行」への標本(サンプル)の分散の比の検定:F値(片側検定)である。

【表22:標本(サンプル)の分散の比の検定】

	1	2
2	5.1758**	
3	7.7111**	1.4898**

**5%で有意

このため、等分散性の仮定をおくことができない。したがって、母平均の差の検定として、 ウェルチの t 検定を行う。

【表23:標本(サンプル)の母平均の差の検定】

	1	2
2	1.5379*	
3	2.3296***	1.2782

***1%で有意

*10%で有意

以上の結果から、①の利益の減少率(損失の拡大率)の平均値は、②および③に比べて、有意に大きいという結論が導かれた。一方、②と③の平均値には、有意な差は観察されなかった。この結果から、①の会計方針選択行動は、②および③と比較して、利益が大きく減少もしくは損失が大きく拡大してまで、敢えて一括償却を選択したということであるため、特異な選択行動であると考えられる。

第2節 会計基準変更時差異償却額による黒字から赤字転落企業

本節では、①~③のグループについて、黒字から赤字転落企業の割合の比較を行う。

なお、①に帰属する、会計基準変更時差異償却額計上前税金等調整前当期純利益が0百万円(>0)の1社は、黒字から赤字転落企業に算入している。

【表24: 黒字から赤字転落企業】

グループ	黒字→赤字	赤字→赤字	黒字→黒字	合計
1)	15.30%	10.19%	74.51%	100%
	126 社	84 社	614 社	824 社
2	3.54%	13.08%	83.38%	100%
	13 社	48 社	306 社	367 社
3	3.20%	25.00%	71.80%	100%
	11 社	86 社	247 社	344 社

【表24】の結果から、①における黒字から赤字への転落企業の割合は、②および③と比較して明らかに大きい。つまり、①の会計方針選択行動は、②および③と比較して、黒字にもかかわらず赤字に転落してまで、敢えて一括償却を選択したということであるため、特異な選択行動であると考えられる。

これまでの本章の分析結果によると、サンプル企業全体の約54%を占める824社の一括償却企業は、特異にも敢えて一括償却を選択した企業である。また、償却年数5年以内の企業を早期償却企業と定義するならば、早期償却企業はサンプル全体の約78%をも占めることになる。このような日本企業の会計基準変更時差異の償却年数選択行動を、横並び選択行動と定義する。

また、詳しくは会計理論のレビューを行った上で後述するが、会計基準変更時差異は過年度 損益修正項目であるため、一括償却(ないしは早期償却)することが会計基準を遵守した会計 方針選択行動である。このような日本企業の会計基準変更時差異の償却年数選択行動を、会計 理論の遵守行動と定義する。

以上から、本論文の分析の出発点として、横並び選択行動および会計理論の遵守行動と定義 した日本企業の会計基準変更時差異の償却年数選択行動を、その因果関係を含むメカニズムを 考察した上で、その可能性を説明する。

第6章 横並び選択行動

本節では、前述したように、過去の実証的研究と実務事例、および、経験的考察に基づき、 会計基準変更時差異の償却年数選択の横並び選択行動の可能性を説明する。

第1節 日本企業の横並び行動

そもそも、日本企業自体がその企業行動において、一般的に横並び傾向にあるといわれている。これは、近年の実証研究の結果によっても、担保されていることである (Kin and Nofsinger 2005)。

このため、会計方針選択の判断においても、経営者は横並び傾向にあると考えられる。

第2節 証券アナリストの横並び行動

海外においては、証券アナリストの評価が、一般的に横並び傾向にあることが報告され、また、実証研究の結果によっても担保されている(Clement and Tse 2005、Welch 2000)。

また、経験的考察の結果であるが、日本の証券アナリストは、退職給付会計の会計基準変更 時差異の償却に関する評価について、他社動向との比較を重要視していると考えられる。会計 基準上は償却年数の選択について絶対的な規範尺度が存在しないことから、非常に裁量性の大 きな会計方針の選択である。このため、他社動向との比較において経営者の選択する償却年数 を評価する方が優先的になり、つまりは、証券アナリストの判断は横並び傾向にあると考えら れる。

このため、このような外部監視効果の影響を受ける経営者による会計基準変更時差異の償却 年数の選択も、その結果として、横並び傾向になると考えられる。

第3節 公認会計士の横並び行動

経験的考察の結果であるが、導入後間もない会計基準に対して、公認会計士の判断は横並び傾向にある。具体的に、絶対的な規範的水準のない会計方針の選択に関しては、監査を実施する過程で様々な情報を入手する結果、他社比較(もしくは、業界最大手比較)に依拠した形で、当該会計方針採用の是非を判断することが、広く採用されている監査実務と考えられる。

このため、このような外部監視効果の影響を受ける経営者による会計基準変更時差異の償却年数の選択も、その結果として、横並び傾向になると考えられる。

第4節 適用初年度の特殊性―より強い横並び選択行動―

野坂(2006)によると、退職給付会計の割引率の選択行動において、適用初年度は、より強い横並び選択行動が観察された。最も考えられる要因としては、適用初年度であることから手探り状態のなかで、むしろ横並び選択行動に陥るのではないかということである。具体的には、複数の企業が割引率の選択に関して同じ理由付けを行い、相対的に高い割引率を選択した事例が観察されており、経験的考察により担保される選択行動である。

また、経験的考察の結果であるが、会計方針選択に関する各社間でのネットワークが存在するということである。特に、会計基準変更時差異の償却をはじめ、会計方針の選択に関して話

し合うため、各社の経理担当者が会合を開いた旨の報告を受けている。

ならば、何も拠り所のないタイミングでは、他社動向が唯一の拠り所となるのではなかろうか。つまり、適用初年度においては、横並び選択行動がより強い影響を持つのではないかと考えられる。

第5節 将来の不確定性による横並び傾向

会計基準変更時差異の償却年数は適用初年度に選択しなければならなく、また、その償却年数の変更は認められない(日本公認会計士協会2002)^②。

このため、経営者は、将来の報告利益の金額が不確定であるにもかかわらず、適用初年度に 償却年数を選択する意思決定を行わなければならない。(適用初年度において、適用2年目以 降の会計基準変更時差異償却額を決定しなければならない。)つまり、報告利益の管理行動を 行おうとしたとしても、それは適用初年度に留まり、適用2年目以降はその効果が発揮することは不確実であるため、報告利益の管理行動に関するインセンティブは低いのではないかと考えられる。

このような将来の不確定性の中での意思決定は、他社動向への依存度が高くなると考えられ、 結果として、横並び選択行動となるのではないかと考えられる。

第7章 会計理論の遵守行動

本章では、前述したように、会計理論のレビューおよび経験的考察に基づき、会計基準変更 時差異の償却年数選択の会計理論の遵守行動の可能性を説明する。

第1節 会計理論のレビュー

会計基準変更時差異は、様々な考え方が存在するが、その性質が過年度損益修正項目であると考えられる。過年度において退職給付会計を適用していたと仮定するならば、過年度において損益処理されていた項目だからである。このため、一括して特別費用として計上するのが最も望ましいと考えられる。また、(会計基準変更時差異を複数年にわたって償却することによって、損益の変動額が抑えられるという意味での)期間損益の平準化の必要性を考慮したとしても、できる限り早期償却が望ましいと考えられる。ならば、多数の日本企業が一括償却もしくは早期償却を選択したということは、日本企業が会計理論の遵守行動に従っていると考えられる。

第2節 証券アナリストによる会計理論の遵守行動

米国でも行われているように (Palepu et al. 2000; 斉藤監訳2001:55、Mark and Lundholm 1993)、日本でも企業の企業内容開示制度に対する取り組み姿勢の評価を行っている (松島 2004)。

また、退職給付会計において、ほとんどの他の会計方針(基礎率)は年金数理計算の中でのブラックボックスであるのに対して、会計基準変更時差異の償却年数は証券アナリストの評価の対象となり得る。さらに、経験的考察の結果であるが、会計基準変更時差異の償却年数の選択は、会計数値に重要な影響を与えるという意味で、重要な会計方針として証券アナリストにより注目された会計方針であると考えられる。

このため、このような外部監視効果の影響を受ける経営者の会計基準変更時差異の償却年数は、その結果として、会計理論の遵守行動になると考えられる。

第3節 公認会計士による会計理論の遵守行動

経験的考察の結果であるが、前述した証券アナリストの場合と同様、公認会計士にとっても、会計基準変更時差異の償却年数の選択は特に、評価および注目の対象となった重要な会計方針である。

このため、このような外部監視効果の影響を受ける経営者の会計基準変更時差異の償却年数は、その結果として、会計理論の遵守行動になると考えられる。

第4節 将来の不確定性による会計理論の遵守傾向

第6章第5節で述べたように、報告利益の管理行動のインセンティブが低い将来の不確定性の中での意思決定として、会計基準変更時差異の償却年数を選択しなければならない。

このような環境下では、前述したように他社動向への依存度が高くなるだけではなく、報告 利益に与える影響を考慮して、企業は以下の2つの両極の意思決定を行うと考えられる。

意思決定①:将来の報告利益が不確定であるため、当期において会計基準変更時差異の一括 償却(もしくは、早期償却)を行い、次期以降における影響を(なるべく)排除する。

意思決定②:将来の報告利益が不確定であるため、会計基準変更時差異をできる限り長い年数で償却し、政策的に期間損益の平準化を図る。

第5章で示したように、ほとんどの企業は意思決定①を行っているため、将来の不確定性の中では、会計理論を遵守する傾向にあったと考えられる。当然のことではあるが、会計方針を選択する上で最も尊重されるべきは、会計理論なのである。

これまでの考察により、本論文では、会計基準変更時差異の償却年数の選択行動を、横並び 選択行動および会計理論の遵守行動であると考える。

その上で、本論文では以下、報告利益の管理行動の視点から分析する。報告利益の管理行動における様々な視点から分析することをもって、その視点からの報告利益の管理行動の可能性を探るとともに、報告利益の管理行動では説明できない部分については、やはり横並び選択行動および会計理論の遵守行動の可能性が存在することを示唆することを目的とする。

第8章 先行研究との整合性を考慮した僧却年数選択のインセンティブ傾向の検証

本章では、報告利益の管理行動の視点から分析する前に、先行研究との整合性を分析する。 奥村(2005)は、日本基準における日本企業の割引率選択のインセンティブを分析対象とした最初の先行研究である。下記のように、重回帰分析により割引率選択傾向を実証し、結論を得たのである。

従属変数:割引率に含まれる裁量部分

(=企業の選択した割引率-サンプル企業全体の割引率の中央値)

独立変数:

X₁:未認識退職給付債務/期首総資産

X2:負債比率 (=総負債/総資産)

X₃:企業規模(=売上高の自然対数)

(結論) X₁、X₂および X₃が高い企業ほど、より高い割引率を選択する。

換言すると、 X_1 、 X_2 および X_3 が高い企業ほど、退職給付債務ないしは退職給付費用を低く 算定したいというインセンティブを有していることが示されている。ならば、会計基準変更時 差異の償却年数の選択の場合も、 X_1 、 X_2 および X_3 が高い企業ほど、より長い償却年数を選択 するという、先行研究と整合性が観察されるのか否かが問題となる。

大日方(1999)および Obinata(2000)は、SEC 基準を採用している日本企業の割引率選択のインセンティブを分析対象とした最初の先行研究である。下記のように、重回帰分析により割引率選択傾向を実証し、結論を得たのである。

従属変数:割引率

独立変数:

X2:負債比率 (=総負債/総資産)

 X_4 : ROE (Return on Equity)

X5: 国債の利回り

(結論) X_2 が高い企業ほど、または、 X_4 が低い企業ほど、より高い割引率を選択する。また、 X_5 が高いほど、企業はより高い割引率を選択する。

換言すると、 X_2 が高い企業ほど、または、 X_4 が低い企業ほど、退職給付債務ないしは退職給付費用を低く算定したいというインセンティブを有していることが示されている。ならば、会計基準変更時差異の償却年数の選択の場合も、 X_2 が高い企業ほど、または、 X_4 が低い企業ほど、より長い償却年数を選択するという、先行研究と整合性が観察されるのか否かが問題となる。

第1節 リサーチ・デザイン

以上から、下記のモデルを推定することによって、当該命題を検証する。

なお、会計基準変更時差異の償却年数は、適用初年度に選択しなければならないので、インセンティブの分析期間は、適用初年度のみである。

償却年数 $_{i,1} = \beta_0 + \beta_{1,i,1} X_{1,i,1} + \beta_{2,i,1} X_{2,i,1} + \beta_{3,i,1} X_{3,i,1} + \beta_{4,i,1} X_{4,i,1} + \varepsilon_{i,1}$

【式1】

ここで、添え字:i,iであるが、i企業で適用初年度(第1期)だということを示している。また、 ϵ :誤差項である。

なお、サンプル企業は、【表1】における分析対象企業の1.535社である。

第2節 実証分析

【表25:相関係数(適用初年度)】

相関係数	$X_{1, 1}$	$X_{2, 1}$	$X_{3, 1}$	X _{4, 1}
$X_{1, 1}$	1			
$X_{2,1}$	0.2072	1		
X _{3, 1}	0.0091	0.2264	1	
X _{4, 1}	0.0080	0.1998	0.1391	1

したがって、多重共線性が問題になるような高い相関はみられないため、本節のリサーチ・デザインにより、実証分析を行う。

【表26:多重回帰分析結果(適用初年度)】

	$\beta_{1,1}$	$\beta_{2,1}$	β _{3,1}	β _{4,1}
期待符号	+	+	+	+
係数	34.7089	6.9644	-0.5505	-12.2132
T 値(p 値)	12.7124(0.0000(>0))	11.7651(0.0000(>0))	-6.3383(0.0000(>0))	-6.002(0.0000(>0))
	***	***	***	***
自由度調整済み決定係数(Adjusted R-Squared): 0.2026				

自由度調整済み決定係数がある程度の説明力(3)を示す水準である。

 $\beta_{1,1}$: 1%水準で有意である。 $\beta_{2,1}$: 1%水準で有意である。

 $\beta_{3,1}$: 符号が逆であり、1%水準で有意である。 $\beta_{4,1}$: 符号が逆であり、1%水準で有意である。

以上の結果から、自由度調整済み決定係数の水準が、推定モデルの説明力をある程度示す水準であるため、償却年数選択のインセンティブ傾向に関しては $\mathbf{X}_{1,1}$ および $\mathbf{X}_{2,1}$ について、先行研究との整合性が確認されたと考えられる。

しかし、問題は $X_{3,1}$ および $X_{4,1}$ であり、何らかの解釈が必要であり、また、何らかの情報を含んでいる可能性を探る必要がある。つまり、注目すべきは、符合が逆ではあるが、強い有意性が確認されていることである。この $X_{3,1}$ および $X_{4,1}$ に関する結果は、会計基準変更時差異の償却に関する会計方針選択において、報告利益の管理行動の可能性があるものと考えられる。なお、企業規模の代理変数として用いた売上高は、報告利益のトップラインであるため、通常、利益との正の相関関係を有している。このため、売上高が大きいほど償却年数が短いという関係は、利益が大きいほど償却年数が短いというように推定でき、報告利益の管理行動の可能性を示唆していると考えられる $^{(4)}$ 。

第9章 報告利益の管理行動の視点からの実証分析

【表27:サンプル企業の償却年数サマリー】

償却年数	①合計	②5 年超	③5 年以内
企業数	1,535	344	1,191

前章の分析結果より、会計基準変更時差異の償却年数の選択に関して、報告利益の管理行動の視点からの分析を行う。この場合、①サンプル企業全社、②5年超の償却年数を選択した企業、そして、③5年以内の償却年数を選択した企業の3パターンで実証分析を行う。

前述したように、②の企業は、会計基準変更時差異の償却額を営業損益として計上することになり、一方、③の企業は、特別損益として計上することになる。このように、償却年数の選択によって報告利益の細区分の管理が可能となるため、当該3パターンでの分析を行う必要がある。

なお、本論文では報告利益の管理行動の様々な視点から分析するが、本章では報告利益の管

理行動を、企業はより大きな報告利益を計上するインセンティブを有しているという前提のもと、「適用初年度の報告利益が低いほど、長い償却年数を選択する。」と定義する^⑤。

第1節 仮説の設定―サンプル企業全社を対象―

まず、サンプル企業全社(1,535社)を分析対象として、以下の仮説を設定し検定する。

仮説:低い利益を計上している企業は、長い償却年数を選択する傾向にある。また、逆も真なりである。

分析対象とする利益は、①営業利益、②経常利益、および、③税金等調整前当期純利益とする。

ここで、まず、経営者は会計基準変更時差異の償却額計上前の利益の大小によって、報告利益の管理行動に関する意思決定を行うと考えられる。このため、会計基準変更時差異償却額計上前の利益を分析対象とする。次に、償却額計上前の利益の相対的な大小は、会計基準変更時差異発生額によって測定するのが妥当である。このため、償却額計上前の利益を会計基準変更時差異発生額でデフレートした財務指標を分析対象として採用することが妥当である。

以上から、分析対象とする利益を、Z₁:「会計基準変更時差異償却額計上前営業利益/会計基準変更時差異発生額」、Z₂:「会計基準変更時差異償却額計上前経常利益/会計基準変更時差異発生額」、および、Z₃:「会計基準変更時差異償却額計上前税金等調整前当期純利益/会計基準変更時差異発生額」と定義する。

なお、償却年数ではなく、償却費計上額について分析するアプローチも考えられる。しかし、 償却費計上額=会計基準変更時差異発生額/償却年数であるため、償却年数と償却費計上額は、 会計基準変更時差異発生額を介した1対1の写像である。また、つまり、本章での分析は、償 却年数を対象とすることと償却費計上額を対象とすることは同義である。

したがって、本論文の趣旨は償却年数の選択行動の分析であるため、本章の分析では償却年数を対象とするアプローチを採用する⁽⁶⁾。

第2節 分析結果およびその解釈ーサンプル企業全社を対象ー

【表28: 償却年数と分析対象報告利益の相関係数(全企業)】

	Z_1	Z_2	Z_3
相関係数	0.0323	0.0499	0.0244
T 値(p 値)	1.2638(0.2065)	1.9559(0.0507) *	0.9568(0.3388)

^{*10%}で有意

まず、サンプル企業全社を対象とした分析結果の特筆すべき事項は、償却年数と分析対象とする報告利益($Z_1 \sim Z_3$)の相関係数が非常に低いことである。一般的に、相関係数の絶対値が 0.4以上あれば相関関係がはっきりと存在するといわれている。また、帰無仮説が「相関係数 は 0 である。」という検定のもと、経常利益に関する 1 ケースが10%水準で有意であるだけであり、他は有意性が観察されなかったため、 $Z_1 \sim Z_3$ と償却年数の相関関係は全く(もしくは、ほとんど)ないということになる。

さらに、全ての相関係数は、符号が正であり仮説と整合していない。

以上から、本章の仮説を棄却する。すなわち、サンプル企業全社を対象とした償却年数の選択行動において、報告利益の管理行動の視点から、低い利益を計上している企業は、長い償却年数を選択する傾向にあることは観察されないと結論付ける。

第3節 仮説の設定、分析結果およびその解釈―5年超の償却年数を選択した企業を対象―

次に、5年超の償却年数を選択した企業(1,535社中、344社)のみを分析対象として、以下の仮説を設定し検定する。

仮説:5年超の償却年数を選択した企業は、特に営業利益もしくは経常利益をもとに報告利益の管理行動を行っている。つまり、低い営業利益もしくは経常利益を計上している企業は、 長い償却年数を選択する傾向にある。また、逆も真なりである。

【表29: 償却年数と分析対象報告利益の相関係数(5年超償却年数選択企業)】

	Z_1	Z_2	Z_3
相関係数	-0.1862	-0.2131	-0.0662
T 値(p 値)	-3.5040(0.0005) ***	-4.0344(0.0002) ***	-1.2277(0.2204)

***1%で有意

まず、5 年超の償却年数を選択した企業を対象とした分析結果の特筆すべき事項は、償却年数と分析対象とする報告利益($Z_1 \sim Z_2$)の相関係数が低いことである。

ただし、全ての相関係数は、符号が負であり仮説と整合している。また、分析結果の当期純利益に関する1ケースが10%水準でも有意ではないことを除けば、その他全ての分析結果が、1%水準で有意であるという検定結果が得られた。しかし、前述したように、この検定の帰無仮説が「相関係数は0である。」ということを考えると、有意であるという結果が得られやすい検定である。つまり、一定水準以上(一般的に絶対値0.4以上)の相関係数が得られないかぎり、仮説を採択することはできないのである。

しかし、サンプル企業全社を分析対象にした場合と比較して、5年超の償却年数を選択した企業のみを分析対象にした場合は、符号が負であり仮説と整合している上に、 \mathbf{Z}_1 および \mathbf{Z}_2 は、 \mathbf{Z}_3 と比較して、相関係数が高く、また、1%水準で有意である。つまり、税金等調整前当期純利益よりも、営業利益もしくは経常利益をもとに報告利益の管理行動を行っている可能性を示唆する結果が得られたことは、特筆すべきである。

第4節 仮説の設定、分析結果およびその解釈—5年以内の償却年数を選択した企業を対象—最後に、5年以内の償却年数を選択した企業(1,535社中、1,191社)のみを分析対象として、以下の仮説を設定し検定する。

仮説:5年以内の償却年数を選択した企業は、特に税金等調整前当期純利益をもとに報告利益の管理行動を行っている。つまり、低い税金等調整前当期純利益を計上している企業は、長い償却年数を選択する傾向にある。また、逆も真なりである。

【表30:償却年数と分析対象報告利益の相関係数(5年以内償却年数選択企業)】

	Z_1	Z_2	Z_3
相関係数	-0.0604	-0.0663	-0.0695
T 値(p 値)	-2.0734(0.0383) **	-2.3921(0.0169) **	-2.4886 (0.0227) **

^{**5%}で有意

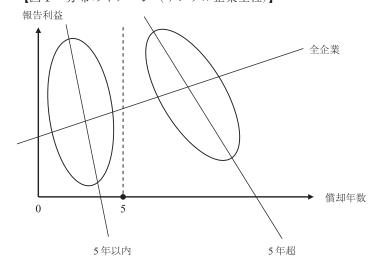
まず、5年以内の償却年数を選択した企業を対象とした分析結果の特筆すべき事項は、償却年数と分析対象とする報告利益(Z₁~Z₃)の相関係数が非常に低いことである。

ただし、全ての相関係数は、符号が負であり仮説と整合している。また、全ての分析結果が、5%水準で有意であるという検定結果が得られた。しかし、前述したように、この検定の帰無仮説が「相関係数は0である。」ということを考えると、有意であるという結果が得られやすい検定である。つまり、一定水準以上(一般的に絶対値0.4以上)の相関係数が得られないかぎり、仮説を採択することはできないのである。

ただし、サンプル企業全社を分析対象にした場合と比較して、5年以内の償却年数を選択した企業のみを分析対象にした場合は、符号が負であり仮説と整合している。しかし、5年超の償却年数を選択した企業を分析対象にした場合と比較すると、サンプル企業全社を分析対象にした場合と同様、相関係数が非常に低い。つまり、5年以内の償却年数を選択した企業のみを分析対象にした場合は、報告利益の管理行動を行っている可能性が示唆されない。一括償却企業、ないしは、早期償却企業を対象とした分析結果であるため、むしろ、本論文で定義した横並び選択行動および水準適正化選択行動(会計基準の遵守行動)の可能性が存在することを示唆する結果が得られたことは、特筆すべきである。

なお、本章における全ての分析結果より、分析対象とした企業の分布は、大まかではあるが、 以下の【図1】のように示される。

【図1:分布のイメージ (サンプル企業全社)】



第10章 キリの良くない償却年数を選択した企業に関する報告利益の管理行動

本章では、1年、5年、10年および15年以外の償却年数を選択した、すなわち、キリの良くない償却年数を選択した企業を対象として、報告利益の管理行動の視点からの分析を行う。つまり、将来の不確実性の中で償却年数選択の意思決定を行うが、敢えてキリの良くない償却年数を選択した企業は、報告利益の管理行動のために当該意思決定を行ったか否かを分析する。

なお、本章では前章と同様に、報告利益の管理行動を「適用初年度の報告利益が低いほど、 長い償却年数を選択する。」と定義する。

第1節 仮説の設定、分析結果およびその解釈

─6~9、11~14年の償却年数を選択した企業を対象─

まず、 $6 \sim 9$ 、 $11 \sim 14$ 年の償却年数を選択した企業(【表20】より、1,535社中、31社)のみを分析対象として、以下の仮説を設定し検定する。

仮説: $6\sim9$ 、 $11\sim14$ 年の償却年数を選択した企業は、特に営業利益もしくは経常利益をもとに報告利益の管理行動を行っている。つまり、低い営業利益もしくは経常利益を計上している企業は、長い償却年数を選択する傾向にある。また、逆も真なりである。

【表31: 償却年数と分析対象報告利益の相関係数

(6~9,11~14年償却年数選択企業)】

	Z_1	Z_2	Z_3
相関係数	-0.3594	-0.3893	-0.3816
T 値(p 値)	-2.0732(0.0471) **	-2.758(0.0304) **	-2.2232 (0.0346) **

^{**5%}で有意

まず、 $6\sim9$ 、 $11\sim14$ 年の償却年数を選択した企業を対象とした分析結果の特筆すべき事項は、償却年数と分析対象とする報告利益($\mathbf{Z}_1\sim\mathbf{Z}_3$)の相関係数がそれなりな水準であることである。

そして、全ての相関係数は、符号が負であり仮説と整合している。また、全ての分析結果が、 5%水準で有意であるという検定結果が得られた。

ただし、仮説は「特に営業利益もしくは経常利益をもとに報告利益の管理行動を行っている。」と設定しているが、 $Z_1 \sim Z_2$ の相関係数および T 値(p 値)がほぼ同様である。(Z_2 の方が Z_1 よりもその水準が高いが、営業利益よりも税金等調整前当期純利益をもとに報告利益の管理行動を行っているとは言えない、誤差程度の差である。)このため、「特に営業利益もしくは経常利益をもとに」とは結論付けられないが、報告利益の管理行動を行っているという結果が得られたことは特筆すべきである。

第2節 仮説の設定、分析結果およびその解釈—2~4年の償却年数を選択した企業を対象—次に、2~4年の償却年数を選択した企業(【表20】より、1,535社中、91社)のみを分析対象として、以下の仮説を設定し検定する。

仮説: 2~4年の償却年数を選択した企業は、特に税金等調整前当期純利益をもとに報告利益の管理行動を行っている。つまり、低い税金等調整前当期純利益を計上している企業は、長

い償却年数を選択する傾向にある。また、逆も真なりである。

【表32:償却年数と分析対象報告利益の相関係数(2~4年償却年数選択企業)】

	Z_1	Z_2	Z_3
相関係数	0.0508	0.0762	0.0707
T 値(p 値)	0.4802(0.6323)	0.7213(0.4726)	0.6683(0.5057)

全て10%でも有意ではない。

まず、 $2\sim4$ 年の償却年数を選択した企業を対象とした分析結果の特筆すべき事項は、償却年数と分析対象とする報告利益($Z1\sim Z3$)の相関係数が非常に低いことである。

また、帰無仮説が「相関係数は0である。」という検定のもと、全てのケースで有意性が観察されなかったため、 $\mathbf{Z}_1 \sim \mathbf{Z}_2$ と償却年数の相関関係は全く(もしくは、ほとんど)ないということになる。

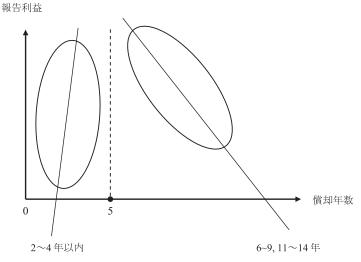
さらに、全ての相関係数は、符号が正であり仮説と整合していない。

以上から、仮説を棄却する。すなわち、 $2\sim4$ 年の償却年数を選択した企業を対象とした償却年数の選択行動において、報告利益の管理行動の視点から、低い利益を計上している企業は、長い償却年数を選択する傾向にあることは観察されないと結論付ける。

5年以内の償却年数を選択した企業を対象とした分析結果と比較して、敢えてキリの良くない $2\sim4$ 年の償却年数を選択した企業だけを分析対象とすると、むしろ、報告利益の管理行動が観察されないことは特筆すべきである。

なお、本章における全ての分析結果より、分析対象とした企業の分布は、大まかではあるが、以下の【図2】のように示される。

【図2:分布のイメージ (キリの良くない償却年数選択企業)】



第9章および第10章の結果から、6~9,11~14年の償却年数を選択した企業のみを対象とした分析結果を除いて、報告利益の管理行動の視点からの償却年数選択行動が観察されなかった。 (ただし、6~9,11~14年の償却年数を選択した企業はサンプル企業全体に占める割合は、ほ

んの約2%(1,535社中、31社)である。)

また、両章の結果から、5年超の償却年数を選択した企業と比較して、5年以内の償却年数 を選択した企業は、報告利益の管理行動に関する説明力がかなり低い。

5年以内の償却年数を選択した企業はサンプル企業の多くを占め、会計基準変更時差異を早期償却する企業であり、本稿においてその会計方針選択行動を横並び選択行動および会計理論の遵守行動であると定義している。したがって、次章以降において、早期償却傾向が横並び選択行動および会計理論の遵守行動であることの可能性を担保するため、報告利益の管理行動に関する異なる視点から、さらなる分析を行う。

第11章 5年以内償却年数選択企業における利益平準化およびビック・バス

第1節 利益平準化仮説およびビック・バス仮説

5年以内の償却年数を選択した企業は、相対的に多額の特別損失を計上することになる。このため、5年以内の償却年数を選択した企業の会計方針選択行動を、税金等調整前当期純利益に対する、利益平準化(smoothing)およびビック・バス(big bath)の観点から説明できるかどうかを検証する。つまり、本章では報告利益の管理行動を「利益平準化」および「ビック・バス」と定義して、分析を行う。

ここで、利益平準化とは、業績が非常に良い場合により多くの損失を計上することによって、 期間利益の変動を抑える報告利益の管理行動である。これに対して、ビック・バスとは、業績 が非常に悪い場合により多くの損失を計上することによって、次期以降の業績急回復を演出す る報告利益の管理行動である。

なお、第10章と同様の理由から、分析対象とする利益は、会計基準変更時差異の償却額計上 前の税金等調整前当期純利益とする。

本章では、利益平準化およびビック・バスの観点から会計基準変更時差異の償却年数を分析するにあたって、Riedl(2004)の方法論を参考にする。Riedl(2004)では、減損損失計上前の税金等調整前当期純利益が大幅に増益となる企業、および、大幅に減益になる企業について、それぞれ、利益平準化およびビック・バスが観察されることを実証している。この際、大幅か否かを判断する基準として、増益分または減益分のそれぞれにおける中央値を採用している。

これに対して、本章では、会計基準変更時差異償却額計上前の税金等調整前当期純利益が大幅に利益である企業、および、税金等調整前当期純損失が大幅に損失である企業について、それぞれ、利益平準化およびビック・バスが観察されるか否かの視点から分析する。ただし、「大幅な」利益または損失というのは相対的概念であるため、企業規模を考慮する必要がある。このデフレーターとして、これまでの分析と同様に、企業規模の代理変数としての売上高を用いることにする。このため、大幅な利益か損失か否かを判断する基準として、「会計基準変更時差異償却額計上前税金等調整前当期純利益/売上高」または「会計基準変更時差異償却額計上前税金等調整前当期純損失/売上高」のそれぞれにおける中央値を採用する。

【図3:大幅な利益および大幅な損失の定義】

会計基準変更時差異償却額計上前税金等調整前当期純損失/売上高

会計基準変更時差異償却額計上前税金等調整前当期純利益/売上高

中:	央値 0	中	央値
大幅な損失	損失	利益	大幅な利益

以上から、5年以内の償却年数を選択した企業について、以下の2つの仮説を設定する。 利益平準化仮説: 大幅な税金等調整前当期純利益の企業は、償却年数がより短い。 ビック・バス仮説: 大幅な税金等調整前当期純損失の企業は、償却年数がより短い。

第2節 リサーチ・デザイン

前述したように、5年以内の償却年数を選択した企業は1,191社存在する。このうち、会計 基準変更時償却額計上前の税金等調整前当期純利益が0百万円となる1社を除いて、1.190社 を分析対象とする。

【表33:会計基準変更時差異償却額計上前稅金等調整前当期純利益(損失)/売上高】

	会計基準変更時差異償却額計 上前税金等調整前当期純利益 /売上高	会計基準変更時差異償却額計 上前税金等調整前当期純損失 /売上高	サンプル 企業全社
企業数	1,057	133	1,190
平均	0.0730	-0.1147	0.0520
中央値	0.0516	-0.0378	0.0444
標準偏差	0.1176	0.2918	0.1588
分散	0.0138	0.0851	0.0252
歪度	17.0944	-6.1676	0.8580
尖度	426.5028	46.9001	195.8739

【表34:会計基準変更時差異償却額計上前稅金等調整前当期純利益/売上高】

	大幅な利益	大幅な利益ではない	サンプル 企業全社
企業数	529	528	1,057
平均	0.1197	0.0262	0.0730
中央値	0.0877	0.0259	0.0516
標準偏差	0.1520	0.0141	0.1176
分散	0.0231	0.0002	0.0138
歪度	14.9524	-0.0038	17.0904
尖度	287.6716	-1.0801	426.5028

【表35:	: 会計基準変更時差異償却額計上前稅金等調整前当期純損失/	売上高】
1200.		/L PJ #

	大幅な損失	大幅な損失ではない	サンプル 企業全社
企業数	67	66	133
平均	-0.2122	-0.0156	-0.1147
中央値	-0.0812	-0.0112	-0.0378
標準偏差	0.3882	0.0122	0.2918
分散	0.1507	0.0001	0.0851
歪度	-4.5437	-0.4986	-6.1677
尖度	24.9766	-1.1873	46.9010

【表33】~【表35】に示しているように、「会計基準変更時差異償却額計上前税金等調整前当期純利益(損失)/売上高」の中央値を基準として、大幅な利益もしくは損失を出している企業とそれ以外の企業に区分した。これを受けて、利益平準化仮説およびビック・バス仮説について、大幅な利益もしくは損失を出している企業の会計基準変更時差異の償却年数が、それぞれ、それ以外の企業の償却年数よりも有意に短いのか否かを検定する。

第3節 利益平準化仮説の検定

【表36: 「会計基準変更時差異償却額計上前税金等調整前当期純利益」企業の償却年数】

	大幅な利益	大幅な利益ではない	サンプル 企業全社
企業数	529	528	1,057
平均	1.7958	2.2793	2.0374
中央値	1	1	1
最頻値	1	1	1
標準偏差	1.5050	1.7876	1.6691
分散	2.2651	3.1955	2.7857
歪度	1.5052	0.7830	1.1025
尖度	0.4560	-1.2960	-0.6598

【表36】から、大幅な利益を出している企業の方が、それ以外の企業に比べて、償却年数の 平均値が短い。

そして、平均値の差に有意性があるか否かを検定する。母平均の差の検定を行う前に、標本 (サンプル)の分散の比の検定: F値(片側検定)を行う。

【表37:標本(サンプル)の分散の比の検定(利益平準化)】

	会計基準変更時差異の償却年数
F値	1.4108*

^{*:5%}で有意

このため、等分散性の仮定をおくことができない。したがって、母平均の差の検定として、 ウェルチのt検定を行う。

【表38:母平均の差の検定(利益平準化)】

	会計基準変更時差異の償却年数
t 値	4.7564***

***1%で有意

以上の結果から、償却年数の平均値については、大幅な利益を出している企業の方が、それ 以外の企業に比べて、有意に短いという結論が導かれた。したがって、利益平準化仮説は支持 される。

第4節 ビック・バス仮説の検定

【表39: 「会計基準変更時差異償却額計上前税金等調整前当期純損失」企業の償却年数】

	大幅な損失	大幅な損失ではない	サンプル 企業全社
企業数	67	66	133
平均	2.2537	2.4242	2.3383
中央値	1	1	1
最頻値	1	1	1
標準偏差	1.8036	1.8816	1.8377
分散	3.2528	3.5403	3.3771
歪度	0.8212	0.6147	0.7081
尖度	-1.2740	-1.6125	-1.4484

【表39】から、大幅な損失を出している企業の方が、それ以外の企業に比べて、償却年数の 平均値が短い。

そして、平均値の差に有意性があるか否かを検定する。母平均の差の検定を行う前に、標本 (サンプル)の分散の比の検定:F値(片側検定)を行う。

【表40:標本(サンプル)の分散の比の検定(ビック・バス)】

	会計基準変更時差異の償却年数
F値	1.0084

5%で有意ではない。

このため、等分散性の仮定をおくことができる。したがって、母平均の差の検定として、t 検定を行う。

【表41: 母平均の差の検定 (ビック・バス)】

	会計基準変更時差異の償却年数
t 値	0.5336

10%でも有意ではない。

以上の結果から、償却年数の平均値については、大幅な損失を出している企業の方が、それ 以外の企業に比べて、有意に短いという結論が導かれなかった。したがって、ビック・バス仮 説は棄却される。

第5節 分析結果の解釈

本章のこれまでの分析の結果から、利益平準化は観察されたが、ビック・バスは観察されなかった。つまり、5年以内の償却年数を選択した企業の償却年数選択行動は、ある一部の視点からのみ、報告利益の管理行動の可能性が示唆された。

なお、本章の分析は償却年数の平均値の差を分析したものであるが、4つの全てのカテゴリー (「大幅な利益」、「大幅な利益ではない」、「大幅な損失」および「大幅な損失ではない」)の償 却年数の中央値および最頻値が1(年)であった。すなわち、そのほとんどを占める一括償却 企業は、全てのカテゴリーにまんべんなく含まれていることが示されている。

このため、ある一部の視点からの報告利益の管理行動の可能性が示されるとともに、報告利益の管理行動では説明できない部分については、横並び選択行動および会計理論の遵守行動の可能性が存在することを示唆する分析結果が得られたと考えられる。

第12章 償却年数選択に関する貸借対照表アプローチ

本章では貸借対照表アプローチの視点からの分析を行う。なお、本章では貸借対照表アプローチを、企業は負債をより小さく計上するインセンティブを有しているという前提のもと、「適用初年度の会計基準変更時差異発生額が大きいほど、長い償却年数を選択する。」と定義する。

ただし、会計基準変更時差異発生額の相対的な大小を考慮する必要があり、会計基準変更時 差異発生額をデフレートした財務指標を分析対象として採用することが妥当である。このため、 第4章の分析結果にならって、総資産および負債によって会計基準変更時差異発生額をデフ レートした2つの財務指標を分析対象とする。

以上から、分析対象とする財務指標を、 K_1 :「会計基準変更時差異発生額/総資産」および、 K_2 : 「会計基準変更時差異発生額/負債」と定義する。

また、本章では、第9章にならって、①サンプル企業全社、②5年超の償却年数を選択した企業、そして、③5年以内の償却年数を選択した企業の3パターンで実証分析を行う。本章は貸借対照表アプローチの視点からの分析であるため、報告利益の細区分の管理を考慮した当該3パターンでの分析を行う必要はないかもしれないが、第9章の分析結果と比較するという趣旨で、本章も当該3パターンでの分析を行う。

なお、本章では、以下の全ての分析パターンにおいて、以下の仮説を設定し検定する。

仮説:会計基準変更時差異発生額が大きい企業は、長い償却年数を選択する傾向にある。また、逆も真なりである。

第1節 分析結果およびその解釈―サンプル企業全社を対象―

【表42:償却年数と分析対象財務指標の相関係数(サンプル企業全社)】

	K ₁	K 2
相関係数	0.3535	0.2330
T 値(p 値)	14.7960(0.0000(>0)) ***	9.3801(0.0000(>0)) ***

***1%で有意

まず、サンプル企業全社を対象とした分析結果の特筆すべき事項は、償却年数と分析対象とする財務指標(K_1 のみ)の相関係数がそれなりな水準であることである。前述したように、一般的に、相関係数の絶対値が0.4以上あれば相関関係がはっきりと存在するといわれている。

そして、全ての相関係数は、符号が正であり仮説と整合している。また、全ての分析結果が、 1%水準で有意であるという検定結果が得られた。

以上から、 K_2 に関しては仮説を支持することはできないが、 K_1 に関しては貸借対照表アプローチの視点から、償却年数の選択行動を行っている可能性があるという結果が得られたことは特筆すべきである。

第2節 分析結果およびその解釈─5年超の償却年数を選択した企業を対象─

【表43: 償却年数と分析対象財務指標の相関係数(5年超償却年数選択企業)】

	K 1	K_2
相関係数	0.1226	0.0387
T 値(p 値)	2.2846(0.0229) **	0.7153(0.4749)

**5%で有意

まず、5 年超の償却年数を選択した企業を対象とした分析結果の特筆すべき事項は、償却年数と分析対象とする財務指標(\mathbf{K}_1 および \mathbf{K}_2)の相関係数が低いことである。

ただし、全ての相関係数は、符号が正であり仮説と整合している。また、 K_2 の分析結果が10%水準でも有意ではないが、 K_1 の分析結果が5%水準で有意であるという検定結果が得られた。しかし、前述したように、この検定の帰無仮説が「相関係数は0である。」ということを考えると、有意であるという結果が得られやすい検定である。つまり、一定水準以上(一般的に絶対値0.4以上)の相関係数が得られないかぎり、仮説を採択することはできないのである。

しかし、サンプル企業全社を分析対象にした場合と比較して、5年超の償却年数を選択した 企業のみを分析対象にした場合は、貸借対照表アプローチの視点からは償却年数の選択行動を 行っていない可能性があるという結果が得られた。この分析結果の解釈は、第13章の最後に譲 ることにする。

第3節 分析結果およびその解釈-5年以内の償却年数を選択した企業を対象-

【表44:償却年数と分析対象財務指標の相関係数(5年以内償却年数選択企業)】

	K 1	K 2
相関係数	-0.0076	-0.0340
T 値(p 値)	-0.2615(0.7938)	-0.1716(0.2416)

全て10%でも有意ではない。

まず、5年以内の償却年数を選択した企業を対象とした分析結果の特筆すべき事項は、償却年数と分析対象とする財務指標 (\mathbf{K}_1 および \mathbf{K}_2) の相関係数が非常に低いことである。

また、帰無仮説が「相関係数は0である。」という検定のもと、全てのケースで有意性が観察されなかったため、 K_1 および K_2 と償却年数の相関関係は全く(もしくは、ほとんど)ないということになる。

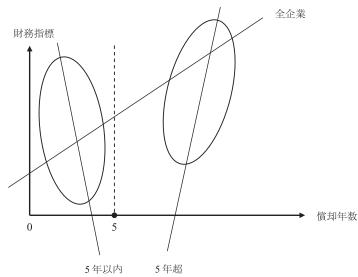
さらに、全ての相関係数は、符号が負であり仮説と整合していない。

以上から、仮説を棄却する。すなわち、5年以内の償却年数を選択した企業を対象とした償却年数の選択行動において、貸借対照表アプローチの視点から、会計基準変更時差異発生額が大きい企業は、長い償却年数を選択する傾向にあることは観察されないと結論付ける。

しかし、サンプル企業全社を分析対象にした場合と比較して、5年以内の償却年数を選択した企業のみを分析対象にした場合は、貸借対照表アプローチの視点からは償却年数の選択行動を行っていないという結果が得られた。これは、5年超の償却年数を選択した企業のみを分析対象にした場合と同様の結果である。この分析結果の解釈は、第13章の最後に譲ることにする。

なお、本章におけるこれまでの分析結果より、分析対象とした企業の分布は、大まかではあるが、以下の【図4】のように示される。

【図4:分布のイメージ(サンプル企業全社)】



第13章 キリの良くない償却年数を選択した企業に関する貸借対照表アプローチ

本章では、第10章と同様に、1年、5年、10年および15年以外の償却年数を選択した、すなわち、キリの良くない償却年数を選択した企業を対象として、貸借対照表アプローチの視点からの分析を行う。つまり、将来の不確実性の中で償却年数選択の意思決定を行うが、敢えてキリの良くない償却年数を選択した企業は、貸借対照表アプローチに従って当該意思決定を行ったか否かを分析する。

この場合、①キリの良くない償却年数($2\sim4$ 、 $6\sim9$ 、 $11\sim14$ 年)を選択した企業全社の分析を行うとともに、前章と同様に、第10章の分析結果と比較するという趣旨で、② $6\sim9$ 、 $11\sim14$ 年の償却年数を選択した企業、そして、③ $2\sim4$ 年の償却年数を選択した企業の3パターンで実証分析を行う。

なお、本章では前章と同様に、貸借対照表アプローチを「適用初年度の会計基準変更時差異 発生額が大きいほど、長い償却年数を選択する。」と定義する。

第1節 分析結果およびその解釈―キリの良くない償却年数を選択した企業全社を対象―

まず、キリの良くない償却年数($2\sim4$ 、 $6\sim9$ 、 $11\sim14$ 年)を選択した企業全社(【表20】 より、1.535社中、122社)を分析対象として、検定する。

【表45:償却年数と分析対象財務指標の相関係数(キリの良くない償却年数選択全企業)】

		K 1	K 2
1	相関係数	0.4822	0.3610
	Γ値(p値)	6.0300(0.0000(>0)) ***	4.2403(0.0000(>0)) ***

***1%で有意

まず、サンプル企業全社を対象とした分析結果の特筆すべき事項は、償却年数と分析対象とする財務指標 $(K_1$ および K_2) の相関係数がそれなりな水準であることである。前述したように、一般的に、相関係数の絶対値が0.4以上あれば相関関係がはっきりと存在するといわれているため、特に K_1 についてはその相関関係が明確に示されている。

そして、全ての相関係数は、符号が正であり仮説と整合している。また、全ての分析結果が、 1%水準で有意であるという検定結果が得られた。

以上から、キリの良くない償却年数を選択した企業全社を分析対象にした場合、貸借対照表アプローチの視点から、償却年数の選択行動を行っている可能性があるという結果が得られたことは特筆すべきである。また、サンプル企業全社を分析対象にした場合と比較すると、敢えてキリの良くない償却年数を選択した企業全社を分析対象にした場合の方が、その説明力が高いことも特筆すべきである。

第2節 分析結果およびその解釈 6~9、11~14年の償却年数を選択した企業を対象

【表46:償却年数と分析対象財務指標の相関係数(6~9.11~14年償却年数選択企業)】

	K ₁	K 2
相関係数	0.2813	0.1408
T 値(p 値)	1.5787(0.1253)	0.7658(0.4500)

全て10%でも有意ではない。

まず、 $6 \sim 9$ 、 $11 \sim 14$ 年の償却年数を選択した企業を対象とした分析結果の特筆すべき事項は、償却年数と分析対象とする財務指標(K_i および K_2)の相関係数が低いことである。

ただし、全ての相関係数は、符号が正であり仮説と整合している。

しかし、帰無仮説が「相関係数は0である。」という検定のもと、全てのケースで有意性が観察されなかったため、 K_1 および K_2 と償却年数の相関関係は全く(もしくは、ほとんど)ないということになる。

以上から、仮説を棄却する。すなわち、 $6\sim9$ 、 $11\sim14$ 年の償却年数を選択した企業を対象とした償却年数の選択行動において、貸借対照表アプローチの視点から、会計基準変更時差異発生額が大きい企業は、長い償却年数を選択する傾向にあることは観察されないと結論付ける。

しかし、前章と同様に、キリの良くない償却年数を選択した企業全社を分析対象にした場合と比較して、 $6\sim9$ 、 $11\sim14$ 年の償却年数を選択した企業のみを分析対象にした場合は、貸借対照表アプローチの視点からは償却年数の選択行動を行っていないという結果が得られた。この分析結果の解釈は、本章の最後に譲ることにする。

第3節 分析結果およびその解釈-2~4年の償却年数を選択した企業を対象-

【表47: 償却年数と分析対象財務指標の相関係数(2~4年償却年数選択企業)】

	K ₁	K 2
相関係数	-0.1296	-0.0279
T 値(p 値)	-1.2326(0.2210)	-0.2632(0.7930)

全て10%でも有意ではない。

まず、 $2\sim4$ 年の償却年数を選択した企業を対象とした分析結果の特筆すべき事項は、償却年数と分析対象とする財務指標(\mathbf{K}_{1} および \mathbf{K}_{2})の相関係数が非常に低いことである。

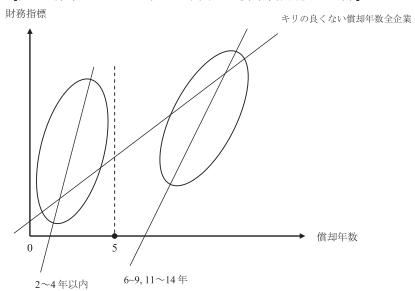
また、帰無仮説が「相関係数は0である。」という検定のもと、全てのケースで有意性が観察されなかったため、 K_1 および K_2 と償却年数の相関関係は全く(もしくは、ほとんど)ないということになる。

さらに、全ての相関係数は、符号が負であり仮説と整合していない。

以上から、仮説を棄却する。すなわち、2~4年の償却年数を選択した企業を対象とした償却年数の選択行動において、貸借対照表アプローチの視点から、会計基準変更時差異発生額が大きい企業は、長い償却年数を選択する傾向にあることは観察されないと結論付ける。

しかし、キリの良くない償却年数を選択した企業全社を分析対象にした場合と比較して、2 ~4年の償却年数を選択した企業のみを分析対象にした場合は、貸借対照表アプローチの視点 からは償却年数の選択行動を行っていないという結果が得られた。この分析結果の解釈は、本 章の最後に譲ることにする。

なお、本章におけるこれまでの分析結果より、分析対象とした企業の分布は、大まかではあるが、以下の【図5】のように示される。



【図5:分布のイメージ(キリの良くない償却年数選択全企業)】

第12章および第13章の結果から、サンプル企業全社(もしくは、キリの良くない償却年数を選択した企業全社)を分析対象とした場合は、貸借対照表アプローチの視点から償却年数の選択行動が観察されたが、一方、5年超の償却年数を選択した企業(もしくは、6~9、11~14年の償却年数を選択した企業)および5年以内の償却年数を選択した企業(もしくは、2~4年の償却年数を選択した企業)を分析対象とした場合は、貸借対照表アプローチの視点から償却年数の選択行動が観察されなかった。

このような場合、サンプル企業全社(もしくは、キリの良くない償却年数を選択した企業全社)の分析結果から、貸借対照表アプローチによる償却年数の選択行動が行われていると解釈されると考えられる。しかし、5年以内の償却年数を選択した企業(もしくは、 $2\sim4$ 年の償却年数を選択した企業)がサンプルとなる企業の大半(約78%)を占めているため、その分析結果(相関係数が非常に低いばかりではなく、逆相関)から、また、分布のイメージ【図4】および【図5】を考えると、貸借対照表アプローチによる償却年数の選択行動が行われていないと解釈するのが妥当である。

このため、ある一部の視点からの貸借対照表アプローチによる償却年数の選択行動の可能性が示されるとともに、貸借対照表アプローチでは説明できない部分については、横並び選択行動および会計理論の遵守行動の可能性が存在することを示唆する分析結果が得られたと考えられる。

第14章 結論

本論文では、会計基準変更時差異の償却年数に関する会計方針選択行動が裁量的選択行動であることを導いた。そして、サンプル企業の償却年数の選択行動の実態を踏まえて、過去の実証的研究と実務事例、および、経験的考察に基づき、横並び選択行動の可能性を示した。また、会計理論のレビューおよび経験的考察に基づき、会計理論の遵守行動の可能性を示した。このように、日本企業の会計基準変更時差異の償却年数の選択行動を、横並び選択行動および会計理論の遵守行動と定義したのである。

さらに、報告利益の管理行動および貸借対照表アプローチの様々な視点から分析することをもって、当該視点からでは説明できない部分については、横並び選択行動および会計理論の遵守行動の可能性が存在することを示唆するに至ったのである。

ただし、本論文では、横並び選択行動および会計理論の遵守行動であることの結論付けについて、選択実態の実証分析に基づいているが、過去の実証的研究と実務事例、および、経験的考察などにその多くを依存している。また、報告利益の管理行動および貸借対照表アプローチでは説明できない部分が存在することをもって結論を担保するという、いわば消極的なアプローチによっている。このため、横並び選択行動および会計理論の遵守行動であることを導くために、積極的なアプローチによって実証するという方法論が必要である。

さらに、報告利益の管理行動および貸借対照表アプローチの視点から分析するにあたっては、 将来の不確定性の中で適用初年度の財務指標によって選択行動が影響を受けるという前提を置いているが、経営者は中長期的な観点から選択行動を行っている可能性も存在する。このため、 中長期的な視点からも報告利益の管理行動および貸借対照表アプローチを分析する必要がある。

このように、本論文では、一定の成果たる結論を導出したのであるが、同時に一定の限界も 存在し、また、今後の課題も露出したのである。

[注]

- (1)会計基準変更時差異の償却年数に関して、正当な理由のない限りその変更が認めらない旨の規定は、会計基準や実務指針等には明記がなく、審理情報に明記されていた。
- (2) 償却年数の変更が認められる正当な理由の例として、平均残存勤務期間の延長または短縮が挙げられている。償却年数が平均残存勤務期間によって決定されるのは、数理計算上の差異および過去勤務債務であるので、会計基準変更時差異の償却年数は、原則、変更してはならないと考えられる。なお、サンプル企業のうち、少なくとも適用初年度~適用4年目において、会計基準変更時差異の償却年数を変更した企業は存在しない。
- (3)(自由度調整済み)決定係数は、重相関係数の2乗である。なお、相関係数の絶対値が0.4以上あれば相 関関係がはっきりと存在するといわれている。このため、本論文では、(自由度調整済み)決定係数が0.16 (=0.42)以上あれば、ある程度の説明力を示すと定義する。
- (4) 別の視点の解釈として、規模の大きな企業は、会計基準変更時差異を早期償却する傾向があり、相対的 に多額の退職給付引当金が認識されることから、それに対応するために相対的に高い割引率を選択して いると考えられる。つまり、このように解釈すると、奥村(2005)と整合的な結果であると考えられる。
- (5) 適用初年度の報告利益を基準として償却年数の選択の分析を行っているが、過年度からの損益傾向や次年度以降の損益見込みによっても、償却年数の選択が影響を受ける可能性がある。
- (6) 償却年数ではなく償却費計上額を対象として、本論文における分析も行ってみたが、当然に、本論文と 同様の分析結果が得られた。

【参考文献】

- Ali, A. and K. R. Kumar 1993. Earnings Management under Pension Accounting Standards: SFAS 87 versus APB 8. Journal of Accounting, Auditing and Finance 8 (4): 427–446.
- Amir, E. and S. Benartzi 1999. Accounting Recognition and the Determinants of Pension Asset Allocation. Journal of Accounting, Auditing and Finance 14 (3): 321–343.
- 挽直治. 2003.「退職給付会計と企業行動—会計基準変更時差異償却期間の選択を中心として」名古屋大学経済 科学. 51(1):39-51. 名古屋大学経済学会.
- Clement, Michael B. and Senyo Y. Tse. 2005. Financial Analyst Characteristics and Herding Behavior in Forecasting, The Journal of Finance 60 (1): 307–341.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 1985. Employers' Accounting for Pensions. Statement on Financial Accounting Standards No.87. FASB.
- Harper, R. and J. Strawser 1993. *The Effect of SFAS 87 on Corporate Funding of Defined Benefit Pension Plans*. Journal of Business, Finance and Accounting 20 (6):815–833.
- Kin, Kenneth A. and John R. Nofsinger. 2005. *Institution herding, Business group, and Economic Regimes: Evidence from Japans,* The Journal of Business 78 (1): 213–242.
- Langer, R. and B. Lev 1993. The FASB's Policy of Extended Adoption for New Standards: An Examination of FAS No. 87. Accounting Review 68 (3):515–533.
- 松島憲之. 2004. 「「リサーチ・アナリストによるディスクロージャー優良企業選定」第10回選定結果紹介および 記念品贈呈」証券アナリストジャーナル42 (12): 7-12.
- 日本公認会計士協会. 2000.「退職給付会計に係る会計基準変更時差異の取扱い」リサーチ・センター審理情報 No. 13
- 日本公認会計士協会、2001・2004、「退職給付会計に関する Q&A」会計制度委員会
- 日本公認会計士協会, 2002.「退職給付会計における未認識項目の費用処理年数の変更について」リサーチ・センター審理情報 No. 18.
- 日本公認会計士協会. 2005a. 「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」会計制度委員会報告書第13号.
- 日本公認会計士協会. 2005b. 「退職給付会計に関する Q&A」
- 野坂和夫. 2006.「退職給付会計における割引率の会計方針選択行動—裁量的選択行動、横並び選択行動および 水準適正化選択行動—」管理会計学15(1):57-70.
- 大日方隆. 1999. 「年金割引率の選択と市場の評価」 CIRJE Discussion Paper Series CIRJE-J-19. 東京大学日本経済 国際共同センター.
- Obinata, T. 2000. Choice of Pension Discount Rate in Financial Accounting and Stock Prices. *Journal of Economics*. 66 (3): 82–122. University of Tokyo.
- 奥村雅史. 2005.「退職給付債務に関する裁量的情報開示—割引率の選択と株価の関係—」早稲田商学(404): 27-49
- 乙政正太・音川和久. 2004.「退職給付会計基準と研究開発投資」須田一幸編著『会計制度改革の実証分析』第 2章§1.52-65. 白桃書房.
- 乙政正太. 2006. 「退職給付会計における経営者の選択」日本会計研究学会課題研究委員会『会計制度の設計に関する実証研究』 227-262. 日本会計研究学会.
- 乙政正太. 2008a. 「退職給付会計における経営者の選択」須田一幸編著『会計制度の設計に関する実証研究』 第16章. 328-348. 白桃書房.
- 乙政正太. 2008b. 「退職給付会計における損益計算書の区分表示」須田一幸編著『会計制度の設計に関する実証研究』第17章. 349-369. 白桃書房.
- Palepu, Krishna G., Paul M. Healy and Victor L. Bernard. 2000. Business Analysis & Valuation: Using Financial Statements Second Edition, 斉藤静樹監訳. 2001. 『企業分析入門【第2版】』東京大学出版会
- Riedl, Edward D. 2004. An Examination of Long-Lived Asset Impairments. The Accounting Review 79 (3): 823-852.
- Senteney, D. and J. Strawser 1990. An Investigation of Association between Financial Statement Effects and Management's Early Adoption of SFAS 87. Review of Business and Economic Research 25 (2): 12–22
- 徳賀芳弘・宮宇地俊岳. 2011. 「会計政策における「横並び」行動についての一考察―未積立退職給付債務の償

NUCB JOURNAL OF ECONOMICS AND INFORMATION SCIENCE vol.60 No.1

却情報を材料として一」会計・監査ジャーナル23(3):105-114. 日本公認会計士協会.

辻正雄. 2007a. 「わが国における適応的会計政策(一)一税効果会計と退職給付会計の影響と対応一」會計172 (1): 1-12. 日本会計研究学会.

辻正雄. 2007b. 「わが国における適応的会計政策 (二・完) ―税効果会計と退職給付会計の影響と対応―」. 會計172(2):107-117. 日本会計研究学会.

上野雄史. 2008. 『退職給付制度再編における企業行動―会計基準が与えた影響の総合的分析』中央経済社.

Welch, I. 2000. Herding among security analysts, Journal of Financial Economics 58 (3): 369–396.

吉田和生・吉田靖. 2004.「新年金会計基準の導入と経営者行動―積立不足の償却要因―」経営財務研究23(1): 43-55.

吉田和生. 2005. 「財務上の特約と積立不足の償却」 會計196(6):63-78.

吉田和生. 2008. 『退職給付会計情報の分析』中央経済社.